



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年1月14日(金) 第9968号

目次

ページ

規 則

- 群馬県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則(建築課) 2

告 示

- 土壌汚染対策法による区域指定(環境保全課) 7
- 土壌汚染対策法による区域指定の解除(同) 7
- 道路の区域変更(道路管理課) 7
- 同 8
- 道路の供用開始(同) 8
- 道路の区域変更(同) 8
- 同 9
- 同 9
- 道路の供用開始(同) 10

公 告

- 土地改良区役員の就任の届出(農村整備課) 10
- 土地改良区の定款変更認可(同) 11
- 土地改良事業計画の変更に係る縦覧(同) 11
- 土地改良事業の換地計画の決定に係る縦覧(同) 11
- 都市計画特別用途地区の変更に係る縦覧(都市計画課) 11
- 都市計画地区計画の変更に係る縦覧(同) 12

■規則

群馬県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年一月十四日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二号

群馬県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

群馬県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(平成二十一年群馬県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

(法第六条第一項第四号の認定基準)

第二条の二 法第六条第一項第四号に掲げる基準は、申請建築物が次に掲げる区域に建築されるものでないこととする。ただし、宅地の安全化を図る開発行為等により、これらの区域の指定が解除されることが決定している場合又は短期間のうちにこれらの区域の指定が解除されることが確実と見込まれる場合その他知事が申請建築物について長期にわたり良好な状態で使用するために必要な措置が講じられていると認める場合にあつては、この限りでない。

一 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第三十九条第一項に規定する災害危険区域

二 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第三条第一項に規定する地すべり防止区域

三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域

四 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項に規定する土砂災害特別警戒区域

五 その他知事が必要と認める区域

第三条中第一号及び第一号の二を削り、同条第二号中「品確法第四十四条第三項」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号。以下「品確法」という。)第四十四条第三項」に改め、同号を同条第一号とし、同条中第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条に次の一号を加える。

五 法第六条第一項第四号に掲げる基準に適合することを証する図書

第四条中「すべて」を「全て」に改め、同条第一号中「前条第二号」を「前条第一号」に改め、「住宅性能評価」の下に「(品確法第五条第一項に規定する住宅性能評価をいう。次号において同じ。)」を加え、同条第二号中「前条第三号」を「前条第二号」に改める。

第五条第一項ただし書中「第三条第一号又は第一号の二に規定する図書」を「品確法第六条の二第五項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し(以下「確認書等」という。)」に改め、同条第二項ただし書中「第三条第一号又は第一号の二に

規定する図書」を「確認書等」に改める。

第六条中「第三項」を「第五項」に、「第六号」を「第七号」に改める。

第十二条を第十三条とし、第十一条中「第三条第一号及び第一号の二に規定する図書」を「確認書等」に改め、同条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

(許可申請に係る図書)

第十一条 省令第十八条第一項に規定する特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次のとおりとする。

一 付近見取図

二 配置図

三 各階平面図

四 二面以上の立面図

五 断面図

六 その他知事が必要と認めるもの

別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第1号（第6条関係）

認定しない旨の通知書

第 年 月 日 号

（申請者） 様

所管行政庁 印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 条第 項の規定により申請のあった長期優良住宅建築等計画について、認定をしないこととしたので通知します。

なお、この処分不服のあるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に群馬県知事に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

- 1 申請年月日
- 2 申請者の氏名（名称）
- 3 申請に係る住宅の位置
- 4 理由

別記様式第五号を次のように改める。

別記様式第5号(第10条関係)

認定取消通知書

第 年 月 日 号

(認定計画実施者) 様

所管行政庁 印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項の規定により、下記の認定長期優良住宅建築等計画について、その認定を取り消しましたので通知します。これにより、認定通知書は、その効力を失います。

なお、この処分不服のあるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に群馬県知事に対して審査請求をすることができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として(訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

記

1 取り消す認定長期優良住宅建築等計画

認定年月日 年 月 日
認定番号 第 号

2 認定計画実施者の氏名

3 認定長期優良住宅の位置

4 取り消す理由

この規則は、令和四年二月二十日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第6号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

令和4年1月14日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 指定する区域 邑楽郡邑楽町大字赤堀字雲雀3302番1の一部、3305番1の一部、3307番1の一部、3311番1の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類
 - (1) 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 ふっ素及びその化合物
 - (2) 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

◎群馬県告示第7号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、令和4年群馬県告示第6号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域について、当該指定を次のとおり解除する。

令和4年1月14日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除する区域 邑楽郡邑楽町大字赤堀字雲雀3302番1の一部、3305番1の一部、3307番1の一部、3311番1の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類
 - (1) 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 ふっ素及びその化合物
 - (2) 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

◎群馬県告示第8号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年1月14日

群馬県知事 山本 一 太



道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	462号	藤岡市坂原字高瀬1318番の1地先から同市同字南899番の1地先まで	前	12.0～34.2 10.0～24.0	323.3 166.8
			後	10.0～24.0	166.8

◎群馬県告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年1月14日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	145号	吾妻郡東吾妻町大字松谷字久々戸5101番地先から同郡同町大字同字同126番の1地先まで	前	16.4～61.2	183.8
			後	33.2～63.8	183.8

◎群馬県告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年1月14日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	145号	吾妻郡東吾妻町大字松谷字久々戸5101番地先から同郡同町大字同字同140番の1地先まで	令和4年1月17日

◎群馬県告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年1月14日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
一般国道	406号	吾妻郡東吾妻町大字大戸字仲田189番の1地先から同郡同町大字同字塩ノ平203番の1地先まで	前	5.9~24.1	585.6
			後	10.5~24.1	585.6

◎群馬県告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年1月14日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	会場鬼石線	藤岡市三波川字犬塚3245番の2地先から同市同字同3213番の1地先まで	前	5.8~11.7	173.2
			後	7.6~16.5	173.2

◎群馬県告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年1月14日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	道木佐山沼田線	利根郡みなかみ町上牧字道木2296番の1地先内	前	6.0~6.4	14.0
			後	6.4~15.0	14.0

◎群馬県告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年1月14日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	道木佐山沼田線	利根郡みなかみ町上牧字道木2296番の1地先内	令和4年1月14日

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和4年1月14日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
下江黒	理 事	新 任	高橋直樹	館林市加法師町9番6号加法師コーポ富士-201
	同	同	高橋将	同 つつじ町25番23号
	同	同	内田初雄	邑楽郡明和町大字上江黒593番地
	同	同	中村一雄	同 同 大字下江黒145番地
	同	同	柿沼栄	同 同 同 172番地
	同	同	荻野誠	同 同 同 264番地
	同	同	柿沼元一	同 同 同 292番地1
	同	同	新井亮吉	同 同 同 377番地2
	同	同	中村晋	同 同 同 534番地
	同	同	磯村高久	同 同 大字斗合田370番地1
	監 事	同	多田正一	同 同 同 13番地
	同	同	砂賀新一	同 同 同 60番地1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により天狗岩堰土地改良区の定款の変更を令和4年1月4日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和4年1月14日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により県営笹川沿岸土地改良事業計画を変更したいので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和4年1月14日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 縦覧に供する書類 変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間 令和4年1月17日から同年2月14日まで
- 3 縦覧に供する場所 藤岡市役所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営笹川沿岸土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和4年1月14日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和4年1月17日から同年2月14日まで
- 3 縦覧に供する場所 藤岡市役所

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、伊勢崎都市計画特別用途地区の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年1月14日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 伊勢崎都市計画特別用途地区 伊勢崎駅前地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和3年12月21日

- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び伊勢崎市都市計画部都市計画課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、伊勢崎都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年1月14日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 伊勢崎都市計画地区計画 伊勢崎駅周辺地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和3年12月21日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び伊勢崎市都市計画部都市計画課

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
